

2021年1月8日

各 位

管理会社名 農林中金全共連アセットマネジメント株式会社  
(管理会社コード 15954)  
代表者名 代表取締役社長 吉田 一生  
問合せ先 企画部 ディスクロージャークループ  
田原 輝行  
(TEL. 03-5210-8779)

## 投資信託約款変更のお知らせ

当社は、以下の上場ETFの投資信託約款の変更について、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 【投資信託約款に係る上場ETFの名称】

NZAM 上場投信 東証REIT指数 (証券コード: 1595)  
NZAM 上場投信 TOPIX Ex-Financials (証券コード: 1596)  
NZAM 上場投信 TOPIX (証券コード: 2524)  
NZAM 上場投信 日経225 (証券コード: 2525)  
NZAM 上場投信 JPX 日経400 (証券コード: 2526)  
NZAM 上場投信 東証REIT Core 指数 (証券コード: 2527)  
NZAM 上場投信 S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数 (証券コード: 2567)

#### 【変更の内容・理由】

「ETFの設定・交換の決済に係る清算制度」に対応するために、信託約款に所要の変更を行うもの。

変更内容の詳細については、別添の新旧対照表をご参照ください。

#### 【変更と書面決議の手続き等】

重大な約款変更には該当しないため、書面決議は行いません。

【変更の日程】

2021年1月13日まで

内閣総理大臣への届出日

2021年1月18日

変更日

以 上

【投資信託約款の変更に係る新旧対照表】

追加型証券投資信託 NZAM 上場投信 東証 REIT 指数

下線部\_\_\_\_\_は変更部分を示します。

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(当初の受益者)</p> <p>第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。<u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第12条に定める取得申込みを受付けた委託者の指定する販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる有価証券の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</u></p>	<p>(当初の受益者)</p> <p>第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。</p>
<p>(受益権の設定に係る受託者の通知)</p> <p>第11条 受託者は、第3条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、有価証券および金銭について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し当該受益権に係る信託が行われた旨の通知を行います。<u>ただし、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該有価証券の委託者への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該有価証券についての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。</u></p>	<p>(受益権の設定に係る受託者の通知)</p> <p>第11条 受託者は、第3条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、有価証券および金銭について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し当該受益権に係る信託が行われた旨の通知を行います。</p>
<p>(受益権の取得単位および価額)</p> <p>第12条 (略)</p>	<p>(受益権の取得単位および価額)</p> <p>第12条 (略)</p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p>②～④ （略）</p> <p>⑤ 第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込に係る有価証券および第2項ただし書きに定める金銭の受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。<u>また、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた委託者の指定する販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる有価証券の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行われ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と委託者の指定する販売会社（委託者の指定する販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該委託者の指定する販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行われる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行う金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行われます。</u></p> <p>⑥～⑧ （略）</p> <p>（交換の請求） 第38条 （略）</p> <p>②～⑤ （略）</p> <p>⑥ 第2項の委託者の指定する販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続を行うもの</p>	<p>②～④ （略）</p> <p>⑤ 第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込に係る有価証券および第2項ただし書きに定める金銭の受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。</p> <p>⑥～⑧ （略）</p> <p>（交換の請求） 第38条 （略）</p> <p>②～⑤ （略）</p> <p>⑥ 第2項の委託者の指定する販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続を行うもの</p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p>とします。<u>なお、第 6 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該委託者の指定する販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行います。</u>当該抹消に係る手続および第 39 条第 2 項に掲げる交換有価証券に係る振替請求が行われた後に、振替機関は、第 39 条第 1 項に定める交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定に従い振替機関等の口座に第 1 項の交換の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行われます。</p> <p>⑦～⑩ （略）</p> <p>（交換の指図等） 第 39 条 （略）</p> <p>② 受託者は、前条第 6 項に掲げる手続が行われたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により投資信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行うものとします。<u>ただし、第 6 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、前条第 6 項に掲げる交換の請求を受付けた委託者の指定する販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、同条同項に掲げる手続きにかかわらず、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行うものとします。</u>受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して 3 営業日目から振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。</p> <p>③ （略）</p>	<p>とします。当該抹消に係る手続および第 39 条第 2 項に掲げる交換有価証券に係る振替請求が行われた後に、振替機関は、第 39 条第 1 項に定める交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定に従い振替機関等の口座に第 1 項の交換の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行われず。</p> <p>⑦～⑩ （略）</p> <p>（交換の指図等） 第 39 条 （略）</p> <p>② 受託者は、前条第 6 項に掲げる手続が行われたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により投資信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行うものとします。受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して 3 営業日目から振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。</p> <p>③ （略）</p>

変更後（新）	変更前（旧）
<u>(付表)</u> 1. <u>約款第 6 条の別に定める金融商品取引清算機関は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。</u>	<u>&lt;追加&gt;</u>

下線部\_\_\_\_\_は変更部分を示します。

変更後 (新)	変更前 (旧)
<p>(当初の受益者)</p> <p>第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。<u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第12条に定める取得申込みを受付けた委託者の指定する販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる有価証券の委託者への受渡または支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</u></p>	<p>(当初の受益者)</p> <p>第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。</p>
<p>(受益権の設定に係る受託者の通知)</p> <p>第11条 受託者は、第3条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、有価証券および金銭(第12条第5項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。)について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し当該受益権に係る信託が行われた旨の通知を行います。<u>ただし、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該有価証券の委託者への受渡または支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該有価証券についての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。</u></p>	<p>(受益権の設定に係る受託者の通知)</p> <p>第11条 受託者は、第3条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、有価証券および金銭(第12条第5項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。)について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し当該受益権に係る信託が行われた旨の通知を行います。</p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(受益権の取得単位および価額)</p> <p>第12条（略）</p> <p>②～⑥（略）</p> <p>⑦ 第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込に係る有価証券ならびに第2項ただし書きおよび第5項に規定する金銭の受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。<u>また、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた委託者の指定する販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる有価証券の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行われ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と委託者の指定する販売会社（委託者の指定する販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該委託者の指定する販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行われる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行う金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行われます。</u></p> <p>⑧～⑩（略）</p> <p>(交換の請求)</p> <p>第38条（略）</p> <p>②～⑤（略）</p> <p>⑥ 第2項の委託者の指定する販売会社</p>	<p>(受益権の取得単位および価額)</p> <p>第12条（略）</p> <p>②～⑥（略）</p> <p>⑦ 第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込に係る有価証券ならびに第2項ただし書きおよび第5項に規定する金銭の受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。</p> <p>⑧～⑩（略）</p> <p>(交換の請求)</p> <p>第38条（略）</p> <p>②～⑤（略）</p> <p>⑥ 第2項の委託者の指定する販売会社</p>



変更後（新）	変更前（旧）
<p>は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続を行うものとします。<u>なお、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該委託者の指定する販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消に係る手続を行います。</u>当該抹消に係る手続および第39条第4項に掲げる交換有価証券に係る振替請求が行われた後に、振替機関は、第39条第1項または第2項に定める交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定に従い振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行われます。</p> <p>⑦～⑩ （略）</p> <p>（交換の指図等） 第39条 （略） ②～③ （略） ④ 受託者は、前条第6項に掲げる手続が行われたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により投資信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行うものとします。<u>ただし、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、前条第6項に掲げる交換の請求を受付けた委託者の指定する販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、同条同項に掲げる手続にかかわらず、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行うものとします。</u>受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として、交換請求受付日から起算して3営業日目から振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が</p>	<p>は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続を行うものとします。当該抹消に係る手続および第39条第4項に掲げる交換有価証券に係る振替請求が行われた後に、振替機関は、第39条第1項または第2項に定める交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定に従い振替機関等の口座に第1項の交換の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行われます。</p> <p>⑦～⑩ （略）</p> <p>（交換の指図等） 第39条 （略） ②～③ （略） ④ 受託者は、前条第6項に掲げる手続が行われたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により投資信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行うものとします。受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として、交換請求受付日から起算して3営業日目から振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われ</p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p>行われます。</p> <p>⑤ （略）</p> <p><u>（付表）</u></p> <p><u>1. 約款第 6 条の別に定める金融商品取引清算機関は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。</u></p>	<p>⑤ （略）</p> <p><u>&lt;追加&gt;</u></p>

下線部\_\_\_\_\_は変更部分を示します。

変更後 (新)	変更前 (旧)
<p>(当初の受益者)</p> <p>第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。<u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第12条に定める取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる有価証券の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</u></p> <p>(受益権の設定に係る受託者の通知)</p> <p>第11条 受託者は、第3条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、有価証券および金銭(第12条第5項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。)について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し当該受益権に係る信託が行われた旨の通知を行います。<u>ただし、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該有価証券の委託者への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該有価証券についての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。</u></p> <p>(受益権の申込単位および価額)</p>	<p>(当初の受益者)</p> <p>第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。</p> <p>(受益権の設定に係る受託者の通知)</p> <p>第11条 受託者は、第3条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、有価証券および金銭(第12条第5項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。)について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し当該受益権に係る信託が行われた旨の通知を行います。</p> <p>(受益権の申込単位および価額)</p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p>第 12 条（略）</p> <p>②～⑥（略）</p> <p>⑦ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込に係る有価証券ならびに第 2 項ただし書きおよび第 5 項に規定する金銭の受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。<u>また、第 6 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる有価証券の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行われ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第 2 条第 27 項に定める有価証券等清算取次ぎが行われる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行う金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行われま</u><u>す。</u></p> <p>⑧～⑩（略）</p> <p>（交換の請求）</p> <p>第 38 条（略）</p> <p>②～⑤（略）</p> <p>⑥ 第 2 項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続を行うものとします。<u>なお、第 6 条ただし書きに掲げる業務方法書</u></p>	<p>第 12 条（略）</p> <p>②～⑥（略）</p> <p>⑦ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込に係る有価証券ならびに第 2 項ただし書きおよび第 5 項に規定する金銭の受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。</p> <p>⑧～⑩（略）</p> <p>（交換の請求）</p> <p>第 38 条（略）</p> <p>②～⑤（略）</p> <p>⑥ 第 2 項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続を行うものとします。当該抹消に係る手続および第 39 条第 4 項に</p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p><u>に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行います。当該抹消に係る手続および第 39 条第 4 項に掲げる交換有価証券に係る振替請求が行われた後に、振替機関は、第 39 条第 1 項または第 2 項に定める交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定に従い振替機関等の口座に第 1 項の交換の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行われます。</u></p> <p>⑦～⑩ （略）</p> <p>（交換の指図等） 第 39 条 （略） ②～③ （略） ④ 受託者は、前条第 6 項に掲げる手続が行われたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により投資信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行うものとします。<u>ただし、第 6 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、前条第 6 項に掲げる交換の請求を受付けた販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、同条同項に掲げる手続きにかかわらず、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行うものとします。</u>受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として、交換請求受付日から起算して 3 営業日目から振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。</p> <p>⑤ （略）</p> <p>（付表） <u>1. 約款第 6 条の別に定める金融商品取</u></p>	<p>掲げる交換有価証券に係る振替請求が行われた後に、振替機関は、第 39 条第 1 項または第 2 項に定める交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定に従い振替機関等の口座に第 1 項の交換の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行われます。</p> <p>⑦～⑩ （略）</p> <p>（交換の指図等） 第 39 条 （略） ②～③ （略） ④ 受託者は、前条第 6 項に掲げる手続が行われたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により投資信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行うものとします。受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として、交換請求受付日から起算して 3 営業日目から振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。</p> <p>⑤ （略）</p> <p>&lt;追加&gt;</p>

変更後（新）	変更前（旧）
引清算機関は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。	

下線部\_\_\_\_\_は変更部分を示します。

変更後 (新)	変更前 (旧)
<p>(当初の受益者)</p> <p>第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。<u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第12条に定める取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる有価証券の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</u></p> <p>(受益権の設定に係る受託者の通知)</p> <p>第11条 受託者は、第3条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、有価証券および金銭(第12条第5項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。)について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し当該受益権に係る信託が行われた旨の通知を行います。<u>ただし、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該有価証券の委託者への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該有価証券についての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。</u></p> <p>(受益権の申込単位および価額)</p>	<p>(当初の受益者)</p> <p>第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。</p> <p>(受益権の設定に係る受託者の通知)</p> <p>第11条 受託者は、第3条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、有価証券および金銭(第12条第5項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。)について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し当該受益権に係る信託が行われた旨の通知を行います。</p> <p>(受益権の申込単位および価額)</p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p>第12条（略）</p> <p>②～⑥（略）</p> <p>⑦ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込に係る有価証券ならびに第2項ただし書きおよび第5項に規定する金銭の受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。<u>また、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる有価証券の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行われ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行われる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行う金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行われます。</u></p> <p>⑧～⑩（略）</p> <p>（交換の請求）</p> <p>第38条（略）</p> <p>②～⑤（略）</p> <p>⑥ 第2項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続を行うものとします。<u>なお、第6条ただし書きに掲げる業務方法書</u></p>	<p>第12条（略）</p> <p>②～⑥（略）</p> <p>⑦ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込に係る有価証券ならびに第2項ただし書きおよび第5項に規定する金銭の受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。</p> <p>⑧～⑩（略）</p> <p>（交換の請求）</p> <p>第38条（略）</p> <p>②～⑤（略）</p> <p>⑥ 第2項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続を行うものとします。当該抹消に係る手続および第39条第4項に</p>



変更後（新）	変更前（旧）
<p><u>に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行います。当該抹消に係る手続および第 39 条第 4 項に掲げる交換有価証券に係る振替請求が行われた後に、振替機関は、第 39 条第 1 項または第 2 項に定める交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定に従い振替機関等の口座に第 1 項の交換の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行われます。</u></p> <p>⑦～⑩ （略）</p> <p>（交換の指図等） 第 39 条 （略） ②～③ （略） ④ 受託者は、前条第 6 項に掲げる手続が行われたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により投資信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行うものとします。<u>ただし、第 6 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、前条第 6 項に掲げる交換の請求を受付けた販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、同条同項に掲げる手続きにかかわらず、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行うものとします。</u>受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として、交換請求受付日から起算して 3 営業日目から振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。</p> <p>⑤ （略）</p> <p>（付表） <u>1. 約款第 6 条の別に定める金融商品取</u></p>	<p>掲げる交換有価証券に係る振替請求が行われた後に、振替機関は、第 39 条第 1 項または第 2 項に定める交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定に従い振替機関等の口座に第 1 項の交換の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行われます。</p> <p>⑦～⑩ （略）</p> <p>（交換の指図等） 第 39 条 （略） ②～③ （略） ④ 受託者は、前条第 6 項に掲げる手続が行われたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により投資信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行うものとします。受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として、交換請求受付日から起算して 3 営業日目から振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。</p> <p>⑤ （略）</p> <p>&lt;追加&gt;</p>

変更後（新）	変更前（旧）
<u>引清算機関は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。</u>	

下線部\_\_\_\_\_は変更部分を示します。

変更後 (新)	変更前 (旧)
<p>(当初の受益者)</p> <p>第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。<u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第 2 条第 29 項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第 12 条に定める取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる有価証券の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</u></p> <p>(受益権の設定に係る受託者の通知)</p> <p>第 11 条 受託者は、第 3 条第 1 項の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、有価証券および金銭(第 12 条第 5 項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。)について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し当該受益権に係る信託が行われた旨の通知を行います。<u>ただし、第 6 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該有価証券の委託者への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該有価証券についての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。</u></p> <p>(受益権の申込単位および価額)</p>	<p>(当初の受益者)</p> <p>第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。</p> <p>(受益権の設定に係る受託者の通知)</p> <p>第 11 条 受託者は、第 3 条第 1 項の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、有価証券および金銭(第 12 条第 5 項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。)について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し当該受益権に係る信託が行われた旨の通知を行います。</p> <p>(受益権の申込単位および価額)</p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p>第 12 条（略）</p> <p>②～⑥（略）</p> <p>⑦ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込に係る有価証券ならびに第 2 項ただし書きおよび第 5 項に規定する金銭の受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。<u>また、第 6 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる有価証券の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行われ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第 2 条第 27 項に定める有価証券等清算取次ぎが行われる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行う金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行われます。</u></p> <p>⑧～⑩（略）</p> <p>（交換の請求）</p> <p>第 41 条（略）</p> <p>②～⑤（略）</p> <p>⑥ 第 2 項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続を行うものとします。<u>なお、第 6 条ただし書きに掲げる業務方法書</u></p>	<p>第 12 条（略）</p> <p>②～⑥（略）</p> <p>⑦ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込に係る有価証券ならびに第 2 項ただし書きおよび第 5 項に規定する金銭の受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。</p> <p>⑧～⑩（略）</p> <p>（交換の請求）</p> <p>第 41 条（略）</p> <p>②～⑤（略）</p> <p>⑥ 第 2 項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続を行うものとします。当該抹消に係る手続および第 42 条第 4 項に</p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p><u>に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行います。当該抹消に係る手続および第 42 条第 4 項に掲げる交換有価証券に係る振替請求が行われた後に、振替機関は、第 42 条第 1 項または第 2 項に定める交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定に従い振替機関等の口座に第 1 項の交換の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行われます。</u></p> <p>⑦～⑩（略）</p> <p>（交換の指図等） 第 42 条（略） ②～③（略） ④ 受託者は、前条第 6 項に掲げる手続が行われたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により投資信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行うものとします。<u>ただし、第 6 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、前条第 6 項に掲げる交換の請求を受付けた販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、同条同項に掲げる手続きにかかわらず、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行うものとします。</u>受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として、交換請求受付日から起算して 3 営業日目から振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。</p> <p>⑤（略）</p> <p>（付表） <u>1. 約款第 6 条の別に定める金融商品取</u></p>	<p>掲げる交換有価証券に係る振替請求が行われた後に、振替機関は、第 42 条第 1 項または第 2 項に定める交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定に従い振替機関等の口座に第 1 項の交換の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行われます。</p> <p>⑦～⑩（略）</p> <p>（交換の指図等） 第 42 条（略） ②～③（略） ④ 受託者は、前条第 6 項に掲げる手続が行われたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により投資信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行うものとします。受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として、交換請求受付日から起算して 3 営業日目から振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。</p> <p>⑤（略）</p> <p>&lt;追加&gt;</p>

変更後（新）	変更前（旧）
<u>引清算機関は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。</u>	

下線部\_\_\_\_\_は変更部分を示します。

変更後 (新)	変更前 (旧)
<p>(当初の受益者)</p> <p>第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。<u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第12条に定める取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる有価証券の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</u></p> <p>(受益権の設定に係る受託者の通知)</p> <p>第11条 受託者は、第3条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、有価証券および金銭について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し当該受益権に係る信託が行われた旨の通知を行います。<u>ただし、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該有価証券の委託者への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該有価証券についての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。</u></p> <p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 第1項の取得申込者は販売会社に、</p>	<p>(当初の受益者)</p> <p>第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。</p> <p>(受益権の設定に係る受託者の通知)</p> <p>第11条 受託者は、第3条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、有価証券および金銭について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し当該受益権に係る信託が行われた旨の通知を行います。</p> <p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 第1項の取得申込者は販売会社に、</p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p>取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込に係る有価証券および第2項ただし書きに定める金銭の受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。また、<u>第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる有価証券の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行われ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行われる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行う金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行われます。</u></p> <p>⑥～⑧（略）</p> <p>（交換の請求） 第38条（略） ②～⑤（略） ⑥ 第2項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続を行うものとします。<u>なお、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合に</u></p>	<p>取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込に係る有価証券および第2項ただし書きに定める金銭の受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。</p> <p>⑥～⑧（略）</p> <p>（交換の請求） 第38条（略） ②～⑤（略） ⑥ 第2項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続を行うものとします。当該抹消に係る手続および第39条第2項に掲げる交換有価証券に係る振替請求が行われた後に、振替機関は、第39条第1項に定める交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するもの</p>



変更後（新）	変更前（旧）
<p>は、当該清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行います。当該抹消に係る手続きおよび第 39 条第 2 項に掲げる交換有価証券に係る振替請求が行われた後に、振替機関は、第 39 条第 1 項に定める交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定に従い振替機関等の口座に第 1 項の交換の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行われます。</p> <p>⑦～⑩ （略）</p> <p>（交換の指図等） 第 39 条 （略）</p> <p>② 受託者は、前条第 6 項に掲げる手続きが行われたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により投資信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行うものとします。ただし、<u>第 6 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、前条第 6 項に掲げる交換の請求を受付けた販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、同条同項に掲げる手続きにかかわらず、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行うものとします。</u>受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して 3 営業日目から振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。</p> <p>③ （略）</p> <p>（付表）</p> <p>1. <u>約款第 6 条の別に定める金融商品取引清算機関は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。</u></p>	<p>とし、社振法の規定に従い振替機関等の口座に第 1 項の交換の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行われます。</p> <p>⑦～⑩ （略）</p> <p>（交換の指図等） 第 39 条 （略）</p> <p>② 受託者は、前条第 6 項に掲げる手続きが行われたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により投資信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行うものとします。受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して 3 営業日目から振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。</p> <p>③ （略）</p> <p>&lt;追加&gt;</p>

追加型証券投資信託 NZAM S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数

下線部\_\_\_\_\_は変更部分を示します。

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(当初の受益者)</p> <p>第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。<u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第12条に定める取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる有価証券の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</u></p> <p>(受益権の設定に係る受託者の通知)</p> <p>第11条 受託者は、第3条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、有価証券および金銭(第12条第5項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。)について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し当該受益権に係る信託が行われた旨の通知を行います。<u>ただし、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該有価証券の委託者への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該有価証券についての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。</u></p> <p>(受益権の申込単位および価額)</p>	<p>(当初の受益者)</p> <p>第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。</p> <p>(受益権の設定に係る受託者の通知)</p> <p>第11条 受託者は、第3条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、有価証券および金銭(第12条第5項に規定する株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。)について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し当該受益権に係る信託が行われた旨の通知を行います。</p> <p>(受益権の申込単位および価額)</p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p>第 12 条（略）</p> <p>②～⑥（略）</p> <p>⑦ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込に係る有価証券ならびに第 2 項ただし書きおよび第 5 項に規定する金銭の受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。<u>また、第 6 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる有価証券の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行われ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第 2 条第 27 項に定める有価証券等清算取次ぎが行われる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行う金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行われます。</u></p> <p>⑧～⑩（略）</p> <p>（交換の請求）</p> <p>第 38 条（略）</p> <p>②～⑤（略）</p> <p>⑥ 第 2 項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続を行うものとします。<u>なお、第 6 条ただし書きに掲げる業務方法書</u></p>	<p>第 12 条（略）</p> <p>②～⑥（略）</p> <p>⑦ 第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込に係る有価証券ならびに第 2 項ただし書きおよび第 5 項に規定する金銭の受渡しまたは支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。</p> <p>⑧～⑩（略）</p> <p>（交換の請求）</p> <p>第 38 条（略）</p> <p>②～⑤（略）</p> <p>⑥ 第 2 項の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続を行うものとします。当該抹消に係る手続および第 39 条第 4 項に</p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p><u>に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行います。当該抹消に係る手続および第 39 条第 4 項に掲げる交換有価証券に係る振替請求が行われた後に、振替機関は、第 39 条第 1 項または第 2 項に定める交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定に従い振替機関等の口座に第 1 項の交換の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行われます。</u></p> <p>⑦～⑩ （略）</p> <p>（交換の指図等） 第 39 条 （略） ②～③ （略） ④ 受託者は、前条第 6 項に掲げる手続が行われたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により投資信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行うものとします。<u>ただし、第 6 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、前条第 6 項に掲げる交換の請求を受付けた販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、同条同項に掲げる手続きにかかわらず、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行うものとします。</u>受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として、交換請求受付日から起算して 3 営業日目から振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。</p> <p>⑤ （略）</p> <p>（付表） <u>1. 約款第 6 条の別に定める金融商品取</u></p>	<p>掲げる交換有価証券に係る振替請求が行われた後に、振替機関は、第 39 条第 1 項または第 2 項に定める交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定に従い振替機関等の口座に第 1 項の交換の請求を行った受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行われます。</p> <p>⑦～⑩ （略）</p> <p>（交換の指図等） 第 39 条 （略） ②～③ （略） ④ 受託者は、前条第 6 項に掲げる手続が行われたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により投資信託財産に属する交換有価証券に係る振替請求を行うものとします。受益者への交換有価証券の交付に際しては、原則として、交換請求受付日から起算して 3 営業日目から振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。</p> <p>⑤ （略）</p> <p>&lt;追加&gt;</p>

変更後（新）	変更前（旧）
<u>引清算機関は、株式会社日本証券クリ アリング機構とします。</u>	

以上